

羽生市プレミアム付商品券取扱店募集要項

令和5年6月1日

1 目的

資源価格の高騰と円安による原材料価格の高騰による商店等事業活動の縮小等の与える影響を緩和し、地域における消費を喚起し、市外広域商業施設等への購買流出を防止することによって、市内事業所の売上機会の増加及び売上向上を図り、これらの相乗効果により地域経済の活性化を図ることを目的として、羽生市プレミアム付商品券（以下「プレミアム付商品券」という。）を発行します。

2 プレミアム付商品券の事業概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 名 称 | 羽生市プレミアム付商品券 |
| (2) 発 行 者 | 羽生市商工会 |
| (3) 発 行 額 | 総額1億8,000万円（プレミアム分20%を含む） |
| (4) 発行冊数 | 30,000冊（1冊 額面6,000円） |
| (5) 販売価格 | 額面価格6,000円を5,000円で販売
額面500円券を12枚綴り1冊として、1冊単位で販売
内訳：A券（全取扱店） 500円券×10枚
B券（大型店除く）500円券×2枚
※大型店とは、店舗面積の合計が1,000㎡を超える店舗とする。 |
| (6) 使用期間 | 令和5年9月1日（金）から令和6年1月31日（水） |
| (7) 販売方法 | 抽選販売（往復はがきにて募集） |
| (8) 販売対象者 | 市内在住・市内在勤、おひとり様1回限り |
| (9) 販売限度額 | 20,000円（4冊限り） |
| (10) 応募期間 | 令和5年7月1日（土）から令和5年8月15日（火） |
| (11) 抽 選 日 | 令和5年8月17日（木） |
| (12) 抽選結果 | 抽選日以降、当選者に販売指定日時を通知 |
| (13) 販売場所 | 羽生市商工会（羽生市中央3-7-5） |
| (14) 引換期間 | 令和5年9月1日（金）から令和5年9月5日（火）
※キャンセルなどで販売数30,000冊に達しなかった場合は、引換期間以降に販売いたします。状況は後日ホームページにて告知いたします。 |
| (15) 販売時間 | 午前10時から午後4時 |

3 プレミアム付商品券取り扱いにおける厳守事項

- (1) プレミアム付商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において使用可能です。
- (2) プレミアム付商品券を現金化することはできません。
- (3) プレミアム付商品券額面に使用が満たない場合でも、釣銭は出ません。
- (4) 不足分は現金で受け取ってください。

- (5) 使用期間を過ぎたプレミアム付商品券は受け取らないでください。
- (6) プレミアム付商品券の紛失および盗難について、羽生市商工会はその責を負いません。

4 プレミアム付商品券の使用対象とならないもの

- (1) 国や地方公共団体への支払い（税金・電気・水道料金等の公共料金）
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性があり広域的に流通しうるもの
- (3) 現金との換金、金融機関への借入金の返済
- (4) たばこ
- (5) 土地家屋の購入代金
- (6) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入等）
- (7) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業への支払い
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) その他、法律で商品券による購入が禁じられているもの

5 取扱店の参加資格

羽生市内に店舗、事業所等を有する事業者とし、次の（１）から（４）に該当する事業者を除いたもので、羽生市内の店舗等に関りプレミアム付商品券を使用できるものとしします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 上記4「プレミアム付商品券の使用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取扱う事業者
- (4) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

6 取扱店の責務等

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、ステッカーを利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者が持ち込んだプレミアム付商品券は、受け取る前に問題ないかを確認してください。色合いが明らかに違うなど、偽造されたプレミアム付商品券と判別できる場合は、プレミアム付商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を羽生市商工会まで報告してください。

- (3) プレミアム付商品券を受け取った時は、他店で再使用を防止するため、裏面の所定欄に取扱店名の記載又はゴム印を押印することとし、既に取扱店名の記入がある場合は、受け取りを拒否してください。
- (4) プレミアム付商品券の交換及び売買は行わないでください。使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用されたプレミアム付商品券のみ換金可能です。
- (5) 取扱店自らの事業用の取引（商品の仕入等）に使用しないでください。
- (6) 利用者から受け取ったプレミアム付商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とします。

7 申込みについて

(1) 申込み方法

この「募集要項」に同意のうえ、「羽生市プレミアム付商品券取扱店登録申請書兼誓約書（以下「申込書」という。）」に必要事項を記入し、羽生市商工会へ直接提出してください。

「申込書」は羽生市商工会のホームページからダウンロードできるほか、羽生市商工会で配布します。

(2) 申込期間

令和5年6月1日（木）～令和6年1月31日（水）

平日午前9時00分から午後5時00分まで

(3) 申込み後の審査・承認

申込みのあった事業者は、羽生市商工会の審査を経て、取扱店として承認します。承認した場合には後日「羽生市プレミアム付商品券取扱店証明書（以下「取扱店証明書」という。）」等を郵送します。

(4) その他

- ① 個別の店舗ごとに申込んでください。羽生市内に複数の店舗があっても、店舗ごとに申込書を作成してください。
- ② 複数の店舗が含まれる商業施設等の一括の申込みはできません。個別のテナントごとに申込んでください。

8 取扱店の取消等

この「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

9 換金について

(1) 換金方法

取扱店証明書を提示し、使用されたプレミアム付商品券と換金依頼書を提出して換金を申し出てください。事業者指定口座に振込みとします。

- ① 毎月15日締め後、当月末日振込み
- ② 毎月末日締め後、翌月15日振込み

(2) 換金期間

令和5年9月1日(金)～令和6年2月29日(木)

(土日祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

※上記期間を過ぎての換金は、一切応じられませんので、ご注意ください。

(3) 換金手数料

羽生市商工会非会員は事務経費として、換金の際、商品券1枚につき25円(額面の5%)の負担をお願いします。

10 その他留意事項

- (1) この「取扱要項」に記載されていない事項は、羽生市商工会へお問い合わせください。
- (2) 取扱店情報は羽生市商工会ホームページ等により広報します。
- (3) コロナウイルス感染症の感染状況により、開催内容等が変更になる場合があります。

【問い合わせ先】羽生市商工会 048-561-2134